

特認校就学等世帯が一戸建専用住宅等を建築する場合の取扱い

(趣 旨)

第1 この基準は、「都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」(以下「判断基準」という。)第6の規定に基づき、特認校就学等世帯の東葛城地区における、自己の居住のための一戸建専用住宅及び第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定する住宅をいう。)(以下「一戸建専用住宅等」という。)の建築を目的とする開発行為及び建築行為の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2 東葛城地区とは、東葛城小学校への通学が設定されている河合町、相川町、神於町、上白原町及び塔原町をいう。

(適用の範囲)

第3 特認校就学等世帯の範囲は、小規模特認校制度により指定された東葛城小学校に現に就学している児童の世帯又は入学若しくは転学の許可を受けた児童の世帯とする。

(立 地)

第4 申請に係る土地は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 40以上の建築物が連たんしている地域に存すること。
- (2) 判断基準第5に定める区域内に存しないこと。

(その他)

第5 特認校就学等世帯は、過去に本基準を適用し、一戸建専用住宅等を建築していないこと。

(附 則)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。